

令和 5 年 7 月 5 日  
柏崎市行政不服審査会決定

柏崎市行政不服審査会への諮問を要しない審査請求について

下記審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 43 条第 1 項第 5 号の規定により、柏崎市行政不服審査会（以下「審査会」という。）への諮問を要しないものとする。

記

同一の者からなされた同一趣旨の審査請求であって、審査会において、過去に先例となる答申が存在し、調査審議しても先例の答申と同様の結論となると見込まれるものとして、審査会が認めた場合

以上